

契約期間等をご確認ください

農地法第3条の許可による賃貸借は、法定更新（同一条件で自動的に更新）されます。ただし、**使用貸借及び農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に係る賃貸借等については法定更新されません**。農地を貸し借りしている方は、契約期間をご確認ください。

特に、経営移譲年金や特例付加年金を受給されている方はご注意ください。貸借期間が切れて返還された農地を適切に再処分しないと、農業者年金が支給停止になる場合があります。**地区担当農業委員、農業委員会事務局**にご相談またはお問い合わせください。

農政課からのお知らせ

●農政情報について



農政課では、各種セミナーや講習会等の案内をホームページ内に掲載しています。ホームページ内の『産業情報』→『農政情報』をご覧ください。

なお、ホームページの更新情報など、希望があればeメールによる配信を行います。

●認定農業者について

認定農業者とは、農業者が砂川市農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向け、自ら創意工夫に基づいて5年後の経営改善目標を記載した**農業経営改善計画**を作成し、砂川市から認定を受けることで、各種支援を受けられるものです。

詳しくは、**市役所農政課(54-2121)**にお問い合わせください。

認定農業者が受けられる支援

- 経営所得安定対策
- 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- 経営体育成支援事業 など

意見書を提出しました

平成29年12月11日（月）、農業委員会関尾会長と梶尾代理が「平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を市長に提出しました。意見書の内容は、担い手への農地集積の促進、新規参入者の促進、農地基盤整備の推進、スマート農業の推進、鳥獣被害防止対策推進・強化の5項目についてまとめ、意見書は、農業委員会等に関する法律第38条1項に基づき提出しました。



【写真左から梶尾代理、関尾会長、善岡市長】